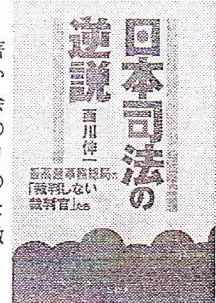


日本の司法を ダメにする 最高裁判 事務総局 の正体

【短期集中シリーズ】

人事権を武器に全国の裁判官を統制する最高裁判事務総局——
そこはエリート裁判官として純粋培養された約50人の
「司法官僚」が君臨する司法界の「伏魔殿」だった!?
「判決を書かない」裁判官なのに、中央省庁の高級官僚並みの
報酬を得、国会から批判されても権力を手放そうとしない…。
現場の裁判官の判決の行方をも左右するとまでいわれる
彼らエリート裁判官の「素顔」を徹底的に暴く!!



明治大学・西川伸一教授の著書。「裁判官制度導入のきっかけとなった司法制度改革審議会の意見書には司法官僚統制への言及がない。法服を着ないエリート裁判官による裁判官統制の実態を解明し、それを改革しない限り、司法改革は著しく不徹底に終わらざるをえない」と、西川氏は指摘する

全国の裁判官を統制する 「影の主役」事務総局

前号でお伝えしたように、裁判官は昇給、勤務地など人事面で最高裁に統制され、裁判所内でも自由な発言さえできない実態があることがわかった。その人事を牛耳っているのが「最高裁判事務総局」という部署だ。これはいったいどのような組織なのだろうか？

その前にまず最高裁について簡単に説明しよう。最高裁にはふたつの「顔」がある。最高裁長官および14人の最高裁判事によって、上告された事件などの裁判を行なう「裁判部門」の顔と、全国の裁判官や裁判所職員の人事や給与、予算の切り盛り、施設管理などを行なう、いわゆる「司法行政部門」としての顔である(12ページの図を参照)。

だ。ちなみに、高裁、地裁、家裁にもそれぞれ司法行政を担当する「事務局」が置かれている。

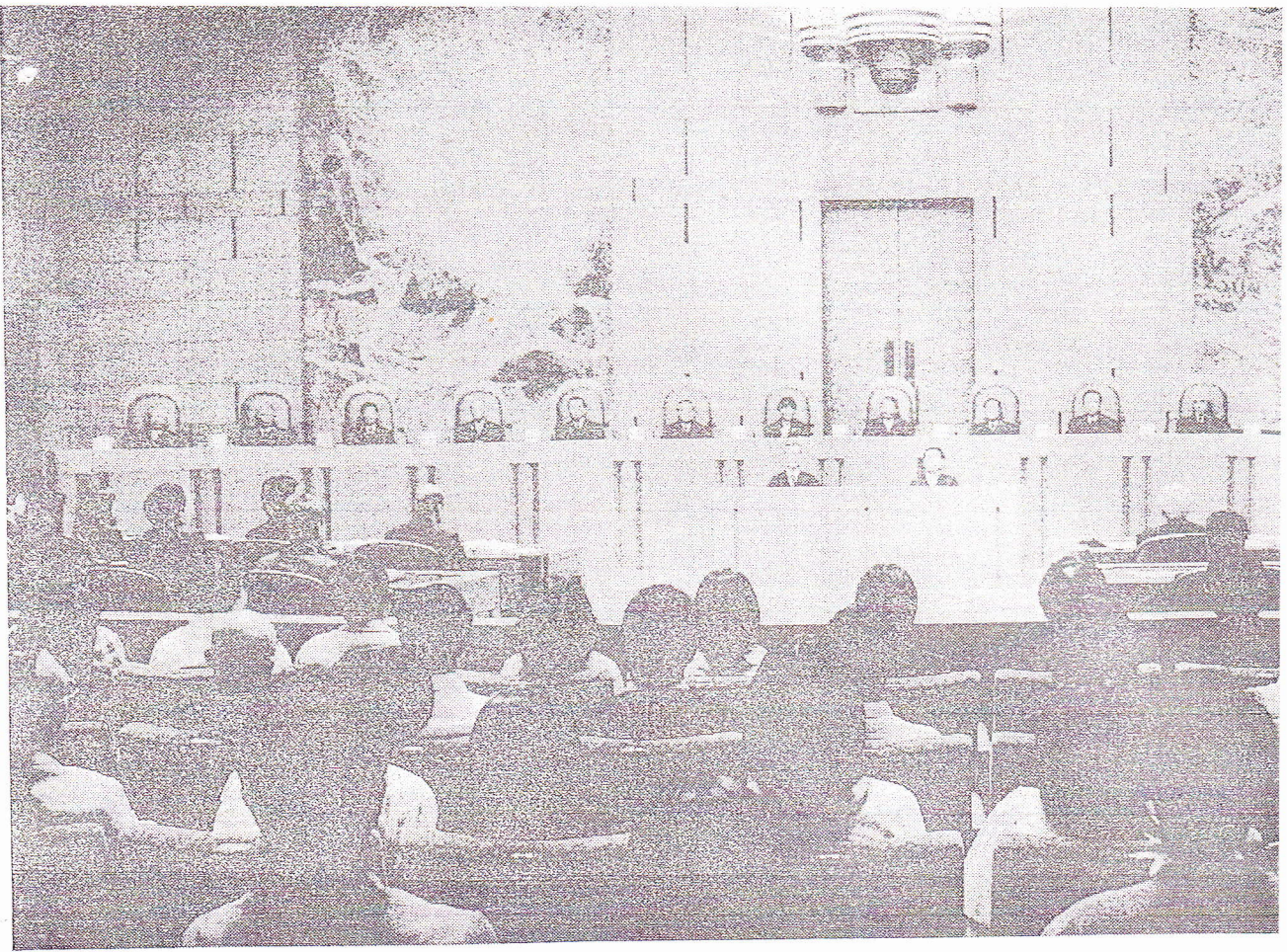
最高裁の裁判部門はその判決が報道されることによって、我々国民にもうかがい知ることができる。しかし、司法行政部門がメディアに登場することは稀で、国民にその実態が明らかになることはほとんどない。だが、その司法行政を担う事務総局こそが全国の裁判所の「司令塔」の役割を果たしているといっても過言ではないのだ。

司法行政に関しては、最高裁が最高裁職員ならびに高裁(全国8)や地裁(全国50)など下級裁判所および職員を監督する。さらに、高裁は管内の地裁やその職員を監督する。…というように、最高裁を頂点に全国の裁判所がピラミッド型に組織されている。

例えば、裁判官の任命についてみてみよう。裁判官(高裁長官、判事、判事補、簡裁判事)の任命は最高裁の指名した名簿に基づき内閣によって行なわれる。その名簿の決定権も最高裁の裁判官会議にあるのだが、実質的な名簿作成は事務総局によって行なわれる。10年ごとの再任時に、この名簿に登載されない裁判官はその身分を失うことになるわけだが、裁判官がごこの裁判所に勤務するかを決めるのも最高裁の権限。つまり、裁判官の「生殺与奪」は最高裁判事務総局にかかっているのである。

最高裁の司法行政は本来、最高裁長官が総括する「裁判官会議」が意思決定機関であり、この議決によって進められることになっている。だが、その実務は庶務担当の「事務総局」が取り仕切っており、原案を事務総局が作成、裁判官会議はただそれを「承認」するだけといわれている。

国権の最高機関は「国会」だが、実際に国を動かしているのは「霞が関の官僚機構」というのと同じようなものである。



第2回 高給を受け取る
超エリートたちによる歪んだ独裁体制

判決を書かない
“司法官僚”が
日本の裁判を
支配する!

09.10.19 No.42

では、その最高裁事務総局の素顔とは？ 『日本司法の逆説 最高裁事務総局の「裁判しない裁判官」たち』（五月書房）の著者で、明治大学政治経済学部 西川伸一教授が指摘する。

「事務総局には本音と建前の“ふたつの顔”があります。建前は裁判事務のお手伝いをする庶務係。しかし、本音の顔は裁判あるいは裁判官をコントロールする“影の主役”です。再任、昇

事務総局の正体

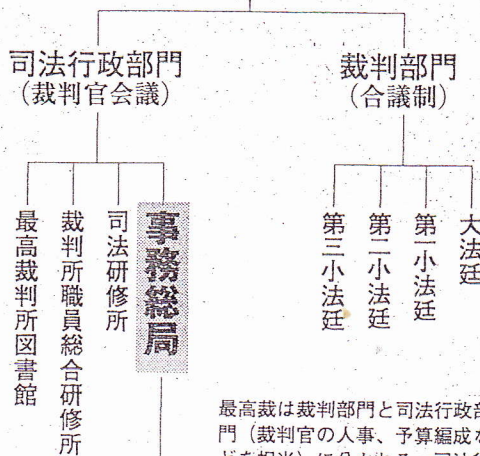


昨年11月に最高裁判官に就任した「司法行政のわんざ」竹崎博允氏。最高裁判官14人をゴボウ抜きしての長官就任は異例

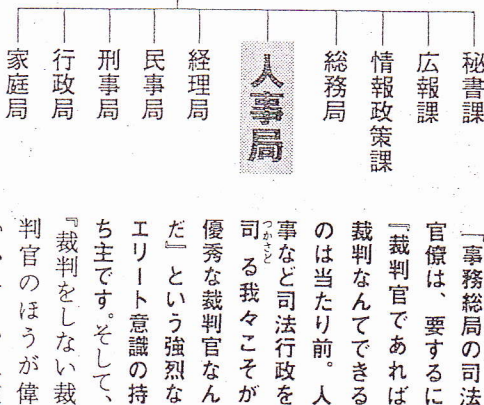
最高裁判所の組織



最高裁判所



最高裁は裁判部門と司法行政部門（裁判官の人事、予算編成などを担当）に分かれる。司法行政は約50人の「判決を書かない」エリート裁判官が君臨する事務総局を中心にして、裁判官人事は人事局が司る。本来、司法行政の意思決定機関は「裁判官会議」だが、事務総局が実質的な権限を持つ



「事務総局の司法官僚は、要するに『裁判官であれば裁判なんてできるのは当たり前。人事など司法行政を司る我々こそが優秀な裁判官なんだ』という強烈なエリート意識の持ち主です。そして、『裁判をしない裁判官のほうが偉い』、そういう『逆立ちした文化』が裁判官の間にできあがっているのです」

前述したように、日本の裁判所は最高裁を頂点に高裁、さらに地裁、ミッド型に組織化されている。そして、最高裁の意向は高裁に伝えられ、さらに高裁は地裁を監督するという仕組みになっている。

「その結果、地裁の裁判官は高裁の控訴審でひっくり返されない無難な判決を書くことを考えるようになります。そして、高裁の裁判官は最高裁でひっくり返されないような判決をいかに書くかに腐心する。自分が書いた判決が覆ると最高裁による人事評価に傷がつき、地方への『左遷』にもつながるからです。このように多くの裁判官は常に上に従うことが自分の評価になり、出世にもつながると考えているの

給、任地をはじめとした人事権を「武器」に、裁判官が下す判決、さらには日本の裁判そのものを縛っている大きな存在といっても過言ではありません。裁判官は憲法で独立した存在であることを保障され、自分の意思に沿わない転勤は拒否できると法律で定められていながら、人事権を握っている最高裁事務総局には事実上逆らえない構図があるのです」

「現場の裁判官は度し難い愚か者」と嘲った司法官僚

事務総局トップの「事務総長」は、その職にある期間は裁判官としての身分を離れる。しかし事務総局の局長、課長、そして若くして事務総局に抜擢される「局付判事補」といわれる「幹部候補生」は裁判官の身分のまま。こうした事務総局の裁判官は最難関の司法試験をパスした裁判官の中で、さらに優秀なエリートたちで占められる。彼らは「司法官僚」といわれ、特別な存在だと考えられているのだ。

前も今も変わらないのだ。彼ら、司法官僚の意識がどのようなかを物語るエピソードがある。前号でも引用した、最高裁事務総局経理局主計課長や山形地裁所長などを歴任した元裁判官の石川義夫氏が出版した『思い出すまま』（れんが書房新社）に次のように書かれている。

「私は何度か彼（注：最高裁事務総局人事局長、事務総長、東京高裁長官、最高裁判事を経て最高裁長官に就任した矢口洪一氏）がいわゆる現場の裁判官、すなわち裁判実務オンリーの裁判官たちのことを『度し難い愚か者』と嘲ったのを耳にしたことがある。常におどろおどろとした表現をするのが彼の癖ではあったが、私と彼と二人だけの折の右の放言は私には彼の本音であると思う」

前出・西川氏も次のように指摘する。

裁判所の機構図

(司法行政部門、2008年7月1日現在)

最高裁判所
(東京1)

高等裁判所
(本庁8、支部6)

地方裁判所
(本庁50、支部203)

家庭裁判所
(本庁50、支部203、出張所77)

簡易裁判所
(全国438)

事務総局長、高裁長官、最高裁判所、最高裁長官……。このような出世のパターンが

高裁、地裁、家裁にも「裁判官会議」があり、各裁判所の運営は裁判官による自治に任されている…はずだが、実際は最高裁が司令塔の役割を果し、高裁、地裁というように上意下達型のピラミッド型の組織運営が行なわれている

「記者会見のために東京高裁に行った時のことです。社民党に割り当てられている国会の車で رفتらんですが、高裁の門を入っていきこうとしたら、守衛さんに止められて『この車は官の車じ

最高裁

【別冊】

です」(西川氏)

こうして、上ばかりを気にする「ピラミッド裁判官」が見事にできあがっていきくわけだ。これでは国民無視、当事者不在の裁判が行なわれるのも当然ではないだろうか。

ちなみに、エリート裁判官には国民の選挙で選ばれた国会議員さえも「格下」に見えるらしい。保坂展人・前衆議院議員(社民党)が、それをうかがわせた次のようなエピソードを紹介してくれた。

100人以上の裁判官が判決を書いていない!

では、全国約3500人の裁判官を統制するといわれる司法官僚とは、具体的にどのような人たちなのだろうか。前出・西川氏によれば、彼らは「ほぼ共通した経歴」をたどるといえる。

まず判事補として任官する段階で、東大、京大出身で年齢が若く、司法修習の成績が優秀で素直な性格の人(上司の意向に従いやすいから?)は、将来の司法官僚の「候補生」と目されるという。

そして、初任地として東京地裁など大都市の地裁に勤務。その後、2〜3年で最高裁事務総局の局付判事補となり司法行政の初歩を学ぶ。その後、現場で裁判実務に携わるポストをはきみながら、司法官僚としての出世の階段をひたすのぼって行く。

できあがり、ある意味、司法官僚として「純粹培養」されるのである。

それは現最高裁長官の竹崎博允氏にもほぼ当てはまる。竹崎氏の経歴をざっと見てみよう。

判事補として東京地裁勤務(1996年)。その後、司法研修所付(74年)、東京地裁判事(79年)、最高裁事務総局総務局第二課長兼第三課長(82年)、事務総局総務局長(97年)、最高裁事務総局長(02年)、名古屋高裁長官(06年)、東京高裁長官(07年)、そして最高裁長官に就任(08年11月)。

「地裁所長を経験しないで高裁長官になった人はこれまでほとんどいません。しかし、竹崎氏は所長経験がない。つまり、地裁所長を「飛び級」しているわけです。それだけ『司法行政のエース』として期待されていたのでしょ(前出・西川氏)。

そういえば、竹崎氏の長官就任人事も「異例」といわれた。普通、最高裁長官は現職の最高裁判事(14人)の中から選ばれるのが慣例となつている。最高裁判事を経ずに長官になったのは、60年に就任した第3代長官の横田喜三郎氏以来のこと。14人の最高裁判事を一気に飛び越える「異例の長官人事」となったのも、竹崎氏が最高裁内で裁判員制度導入に主導的な役割を果たし、さらにその制度をスムーズに運用するためとメディアでは評されている。

ところで、ここで疑問に思うのは、いくらエリートの司法官僚といえども、裁判官は「裁判やってナンボ」で評価されるべきもの。そのために憲法で独立した身分を保障され、さらに高い報酬まで保障されているのではないかと。

「裁判をしない裁判官」が、判決書を書くために自宅に膨大な資料を持ち帰って読み込んだり、判決のプレッシャーにさらされる「現場の裁判官」と同じように高い報酬を得ていることに問題は無いのだろうか? しかも、司法官僚は裁判をする期間より司法行政だけに携わる期間のほうが長かったりするのだ。

前出・西川氏によれば、第15代最高裁長官(02年11月〜06年10月)の町田顕氏の場合、任官から最高裁判事になるまで、実際に裁判を担当した期間が5250日に対し、裁判をせずに司法行政を担当した期間はその1.7倍の8980日だった。

こうした「裁判をしない裁判官」は何人いるのか。記者の取材に対し、最高裁事務総局広報課は次のように回答した。

「08年12月1日現在、最高裁事務総局内に54人、司法研修所・裁判所職員総合研修所に50人、高裁事務局長8人の合計112人です」

07年3月の衆院法務委員会では最高裁事務総局が答弁した時の人数は107人

!!!!!! ATTENTION !!!!!!! 特別定価
次号の週刊プレイボーイ43号は10月10日(土)発売です。360円

事務総局の正体

(06年12月1日現在)だから、2年で5人増えていることになる。

また、事務総局の幹部職ともなれば、実質「判事1号」クラスの報酬を得ていると推測されている。判事1号の月額報酬は12万1千円だが、これは中央省庁事務方トップの事務次官と同額(1)なのだ(左ページの表参照)。

ここで「推測」と書いたのは、報酬の号別に何人の裁判官がいるのか、国会から情報開示の求めがあっても事務総局は「裁判官に無用の影響を与える」との理由でほとんど公開してこなかったからだ。

前号で、判事4号から3号(裁判長クラス)に昇給する基準が裁判官自身にも明らかにされない「3号問題」があることに触れた。それが彼らの間に「最高裁の意向に逆らったら昇給できない」との疑心暗鬼を生じさせ、裁判官を統制するひとつの手段として使われている問題を指摘した。最高裁は裁判官の報酬についてよほど国民には知らせたくないようだ。

国民の税金によって賄われている裁判官の報酬をそこまで秘密にしたい理由はいったいどこにあるのだろうか？

国会でも

明らかにできない「司法官僚たちの実態」

実は、高給取りの「裁判をしない裁判官」が、裁判所の庶務部門である事

務総局に果たして必要なのかという疑問は国会でも何度か出されている。例えば、00年3月の参院法務委員会。中村敦夫・参院議員(当時)が次のように質問している。

「事務総局の事務次長、全局長、29の課長のうち、22を裁判官が占めておられるわけです。このほかにも多数の裁判官が局付として事務総局にいるわけですから、これだけの数の裁判官が裁判もしないで長期間事務をやっているという必然性は到底考えられないんですね」

また、07年3月、「裁判所職員の数」を定めた法律の改正案を審議した衆院法務委員会でも、平岡秀夫・衆院議員(民主党)が次のように追及している。

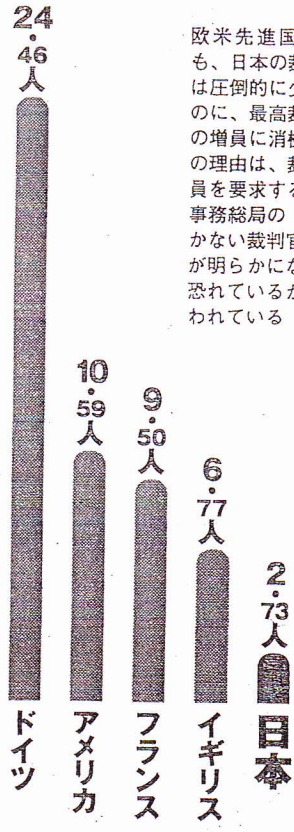
「判事の人数を40人増加するというところで、判事の定数の中に判決を書かない判事(注・最高裁事務総局などに勤務する司法官僚)が含まれているのに、さらに定数を増やそうというのは極めておかしいと思えますよ」

この平岡氏の質問に対して、事務総局総務局長は次のように答弁している。

「元来、裁判所の司法行政事務は、裁判所法上、裁判官会議が行なうものとされており、これらの事務の中には、裁判官の人事それから裁判所の

人口10万人当たりの裁判官の数の国際比較

※出典:「裁判所データブック2008」
※アメリカは連邦と州の裁判官の合計。
日本は簡裁判事を含む



比べても、日本の裁判官の数は圧倒的に少ない。なのに、最高裁は裁判官の増員に消極的だ。その理由は、裁判官の増員を要求すると最高裁事務総局の「判決を書かない裁判官」の実態が明らかになることだと恐れているからだと

施設等裁判事務と特に密接な関係を有するものがございます。

また、最高裁判所規則というものを立案しなければなりません。まさに法律知識を必要とする事務が多々あるわけでございますので、裁判官会議を補佐する事務総局において裁判官の資格、経験を有する者が企画立案等の事務に当たることによって初めて司法行政事務の実を上げることができると考えております。

このように、国会で「裁判をしない裁判官」は事務総局には必要ないのではないかと追及されながら、前述したように「裁判をしない裁判官」の人数がこの2年で5人も増えているのだから国会もナメられたものだ。

繰り返しのなるが、本来、最高裁における司法行政の意思決定機関は最高裁判事による裁判官会議であり、事務総局はそれを補佐する庶務部門にすぎない。しかも、事務総局には「司法行政

政に関する各種の事務、裁判に関する補助事務を行なう」一般職の「裁判所事務官」が多数いる。

裁判所事務官は裁判所職員採用試験に合格した人たちのなかから、彼らに司法行政事務のプロとして実務の経験を積ませれば、それで何も問題ないのではないかと？

前出・西川氏も次のように指摘する。「少なくとも事務総局に入る裁判官は事務官に官名を変えて給与も下げるべきだと思えます。裁判官としての給料をもらいながら、実際に裁判をやらないうのは国民の理解を得られないでしょう」

しかも、である。裁判に時間がかかりすぎるのは、ひとりの裁判官が担当する案件が多すぎるからだという指摘がある。実際、大都市の民事担当裁判官は常時250〜300件の事件を担当しているといわれる。

ちなみに、右のグラフのように、日

本の人口10万人当たりの裁判官の数は簡裁判事を含めてもわずか2・73人。ドイツ24・46人、アメリカ10・59人、フランス9・50人、イギリス6・77人に比べ、あまりにも少ない。

とすれば、「裁判官の数を増やせばいいのでは?」「最高裁事務局や高裁事務局長の裁判官が実際に裁判をやらばいいのでは?」と考えるのが一般感情ではないか? もちろん、最高裁も裁判官の増員を図っているのだが、その姿勢は消極的だといわれる。それはなぜか?

「最高裁は裁判官の数が足りないから予算をくれとは言えないんです。そんな主張をすると、財務省から『その代わり最高裁事務局の裁判官をしない裁判官の予算を減らす。事務次官級の給与を何人がもらっているか?』と反論されかねないからです。」

結局、エリート裁判官である一部の事務総局の人間が全国の裁判所を牛耳る構図を変えたくないというのが本音でしょう。(西川氏)

国民が裁判の遅れにイライラしているのに、裁判官の数をまともにも増やそうとせず、自分たちの「既得権益」だけは守ろうとする…。これが本当であれば、国民をいかにバカにした話で、こうした国民不在の姿勢も霞が関

の官僚の姿を思い起こさせるものだ。

片や司法試験を合格したエリート裁判官、片や国家公務員一種試験をパスしたエリート官僚。所属するのが行政機関か司法機関かの違いだけで、官僚としての本質は同じなのかもしれない。「予算折衝を通じて、最高裁事務局は霞が関の東大法学部出の財務官僚と渡り合わなくてはいけない。ですから、最高裁としても、同じ東大出のエリート裁判官を充てる必要があると考えているのでしよう」(西川氏)

だが、自らの権益確保に熱心な司法官僚による統制で、現場の裁判官が自らの判断で判決を書くことをためらい、ひたすら平穩無事に定年退官まで勤め上げることを優先するのであれば、国民にとってこれほどの「悲劇」はないはずだ。

それだけではない。最高裁に上告された事件の行方も「最高裁調査官」という「影のエリート裁判官」によって左右されているという。

最高裁調査官は上告された事件に關し、控訴審までの裁判記録などを調査し、最高裁で審理すべきか、「上告棄却」すべきかという判断に大きな影響を及ぼすポストだ。最高裁判事ではない、彼らの判断で上告が「門前払い」されるとの批判もある。また、判決文などの下書きもするというくらい重要な位置を占める。

最高裁調査官は、事務局ではなく

裁判部門に属するが、その多くは事務局勤務のキャリアを持つれっきとした司法官僚。つまり、司法官僚は高裁、地裁などの下級裁判所だけでなく、最高裁の判決をも左右する立場にあるのである。

前号で指摘したように、こうした司法官僚による裁判官統制の実態を変え

るのが司法制度改革のひとつの柱だ。たはずだ。西川氏もうなずく。「私も司法制度改革の一番の柱は最高裁事務局の改革だと思っています。しかし、それが裁判員制度導入でいうまい具合に回避されてしまったのではないのでしょうか」

メディアが司法制度改革の目玉として裁判員制度ばかりを

クロージアアップしたため、事務局の裁判官統制の問題はその裏に覆い隠されてしまったということだ。

実は、この裁判官統制は、判決という司法の「出口」だけでなく、警察・検察の捜査という裁判の「入口」にも様々な問題を引き起こし、冤罪が起る原因のひとつにもなっている。

こうした捜査への影響を含め、最高裁事務局の支配が裁判官にどのような影響や処遇を具体的に与えてきたか。次回は、元裁判官による詳細な証言から検証しようと思う。

(つづく)

裁判官と一般職国家公務員(指定職)の月額給与比較

※裁判官の報酬等に関する法律、一般職の給与に関する法律および人事院規則より作成

判事		国家公務員(指定職)	
1号	121万1000円	8号(事務次官、警察庁長官、金融庁長官など)	121万1000円
2号	106万6000円	7号(警視総監)	114万2000円
3号	99万4000円	6号(外務審議官、各省審議官など)	106万6000円
4号	84万3000円	5号(国立がんセンター総長など)	99万4000円
5号	72万8000円	4号(本省の内部部局の局長など)	92万2000円
6号	65万4000円	3号(国税庁など省の外局の次長など)	84万3000円
7号	59万2000円	2号(本省の部長、局の審議官など)	78万4000円
8号	53万3000円	1号()	72万8000円

最高裁事務局の幹部は現場の裁判官としての最高である「判事1号」クラスの報酬を得ているといわれるが、詳細は明らかではない。中央省庁の事務次官並みの高給を何人がもらっているのか?